

市内文化財10項目が 日本遺産に認定されました

●日本遺産とは

文化庁は、地域の歴史的魅力や特色を通じて国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定し、ストーリーに不可欠な有形・無形の文化財群を活用する取り組みを支援しています。

日本遺産の認定は平成27年度から始まり、今年、新たに認定されたものを含め、104件のストーリーが日本遺産として認定されています。

●地域型から広域型への変更

このストーリーは平成27年度に太宰府市単独の地域型として認定されていましたが、古代「西の都」に関連する文化財は広く分布しているため、今回、複数市町共同で広域型(シリアル型)への変更を申請し、認定されました。

ストーリーを構成する文化財は30項目あり、筑紫野市からは10項目が認定されました。

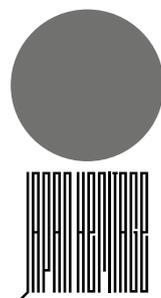
●ストーリーのタイトル

古代日本の「西の都」〜東アジアとの交流拠点〜

●概要

大宰府政庁を中心としたこの地域は、古代の東アジアとの外交や軍事の中心で、文化・宗教・政治・人の流入によって豊かな文化が開いた土地であり、古代国際都市「西の都」を現代において体感できる。

●問い合わせ先 文化財課 保存活用担当 ☎(921)8419



JAPAN HERITAGE

日本遺産に 認定された 市内文化財

認定された文化財10項目とストーリーの位置付けを紹介します。詳細はホームページに掲載しています。



ほうまんざん
宝満山(国史跡)

奈良時代には山中で祭祀が行われ、最澄が入唐の際は航海安全が祈願された。中世には寺院や大宰府守護の館が置かれ海外交易も行う。



まんようしゅうちくし かだん
万葉集筑紫歌壇

万葉集約4500首のうち、筑紫で詠まれた歌は「梅花宴」を含む約320首。歌は大宰府近郊で盛んに詠まれ、豊かな文化を育む。



だざい ふじょうぼうあと
大宰府条坊跡

古代、東アジアの都で採用された碁盤目の地割をもつ都市の跡。飛鳥時代に造営され、奈良時代には政庁・朱雀大路を備えた。



かんだう
官道

大宰府と畿内、九州各地を結ぶ直線道。外国使節が大宰府に入る際にも通り、文物や人々が交流する。



きせいじょうあと
基肆城跡(特別史跡)

665年に築城された古代山城で百濟系都城の特徴を示す。奈良時代には妻を亡くした大伴旅人と弔問に訪れた官人らが歌を詠んだ。



あしきさんじょうあと
阿志岐山城跡(国史跡)

大野城・基肆城とも同じ時代に存在した古代山城。精緻に加工された石塁や土塁には当時の先進的技術が見られる。



すいた おんせん
次田温泉(二日市温泉)

万葉集には「次田温泉」とあり、大伴旅人が妻を亡くした悲しみを「湯の原」で鳴く鶴に重ねて読んだ歌が残される。



とうのはらとうあと
塔原塔跡(国史跡)

舍利孔(釈迦の遺骨を納める穴)を持つ塔心礎が残る。畿内の寺で使われた瓦の存在から古代の筑紫と畿内の交流がうかがえる。



てんぱいざん
天拝山

菅原道真が無実を訴えるため天拝山に登り天に祈ったという伝承がある。山頂からは「西の都」を眺めることができる。



すぎづかはいじ
杉塚廃寺(市史跡)

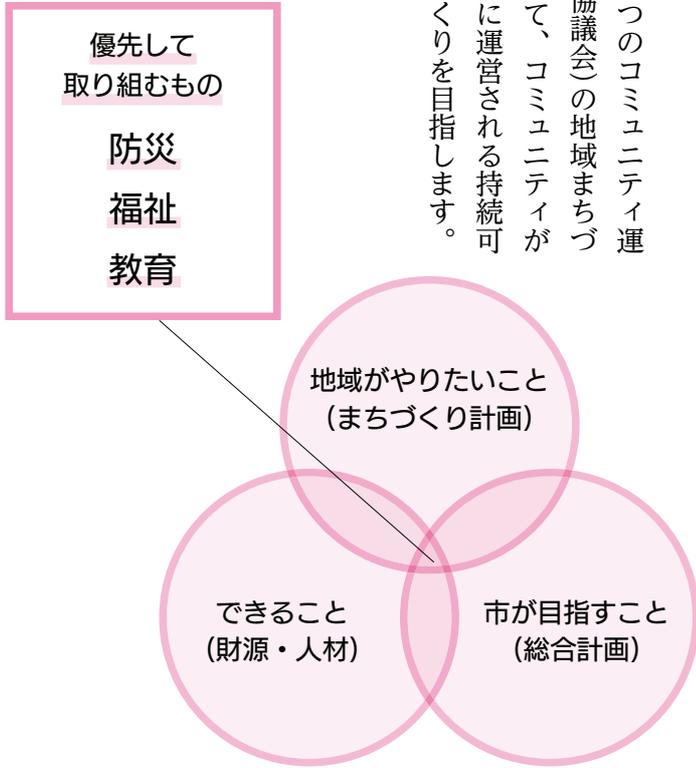
奈良時代初めごろに建てられた寺院跡。大宰府政庁などで使われた瓦がふかれたとされる。

第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画を策定しました

少子高齢化の進行など、私たちの暮らしのあり方が変化する中、さまざまな地域課題を地域自らで解決する「地域コミュニティによるまちづくり」の取り組みを定着させ、さらに推進するため、地域コミュニティに対する市の支援制度や事業について基本的な考え方を示す「第二次地域コミュニティ基本計画」を策定しました。

● 優先して取り組む事業
各コミュニティ運営協議会では継続的・計画的に活動するために「地域まちづくり計画」を策定しており、今後は各コミュニティが共通して抱える課題「防災」「福祉」「教育」を優先して取り組む事業として整理しています。

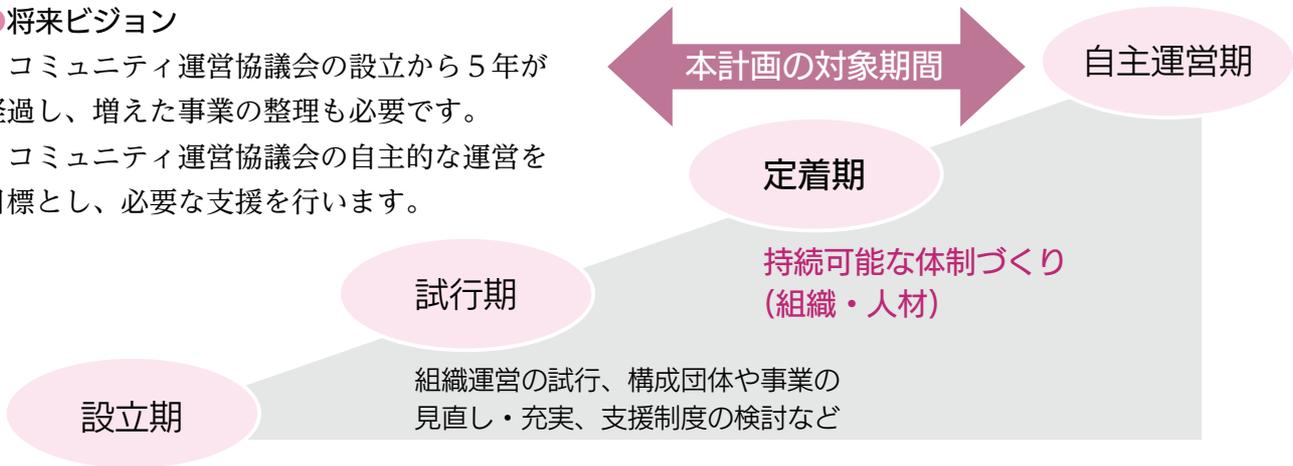
基本計画と7つのコミュニティ運営協議会(運営協議会)の地域まちづくり計画に沿って、コミュニティが主体的かつ活発に運営される持続可能な共助社会づくりを目指します。



● 将来ビジョン

コミュニティ運営協議会の設立から5年が経過し、増えた事業の整理も必要です。

コミュニティ運営協議会の自主的な運営を目標とし、必要な支援を行います。



● 基本計画の施策体系

将来ビジョンの実現に向けて、次の施策に取り組みます。

① コミュニティ区域の周知

コミュニティの定着化や、地域団体の活動区域の整合を図ります。

② コミュニティ運営協議会の組織体制の充実

各種団体との連携、地域リーダーの育成などを図ります。

③ コミュニティ運営協議会の自主運営の促進

地域まちづくり計画の推進や補助制度の見直しなどを行います。

④ 協働事業の実施

協働事業の検討を進めます。

⑤ 地域と市の連携

地域と市の連携、地域と地域の交流・情報交換などを支援します。

⑥ 広報・啓発の促進

広報活動、研修会の実施により、地域への認識を高めます。

● 問い合わせ先

コミュニティ推進課

※計画書は市役所や各コミュニティセンターに設置するほか、ホームページにも掲載しています